



藤沢市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック

藤沢市

目次

- 1 パートナーシップ宣誓制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 宣誓することができる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 3 宣誓時に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 4 パートナーシップ宣誓の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- 5 宣誓後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- 6 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携について・・・・・・ P. 10
- 7 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
- (参考) 藤沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱・・・・・・ P. 15

1 パートナーシップ宣誓制度とは

藤沢市は、「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」を策定し、「人権を大切にし、『人権文化』を育むまちづくり」を基本理念として、すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会の実現をめざしています。

その一環として、2021年（令和3年）4月1日に「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

パートナーシップ宣誓制度は、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した関係のある二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、宣誓したことに対して、藤沢市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。

この制度は、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、制度の導入により、藤沢市がお二人の関係を尊重し、寄り添っていくことができると考えています。

この制度の導入によって、多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざしています。

<パートナーシップの定義>

藤沢市におけるパートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」としています。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも次の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 藤沢市民であること、または転入予定であること

お二人とも市内に住所を有していること。または、一方の方が市内に住所を有し、他の方が3か月以内に市内に転入予定であること。

※市内に転入予定の場合

宣誓の際に転入予定日をご記入ください。また、宣誓日から3か月以内に市内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください。なお、3か月以内に提出がない場合は、当該宣誓を無効にし、交付番号を藤沢市ホームページに公開します。

(3) 現に婚姻をしていないこと（配偶者がいないこと）

(4) 宣誓をする相手以外の方とパートナーシップがないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓できません。

(5) 民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者など）でないこと

- ・直系血族または三親等内の傍系血族の間（民法734条）
→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等
- ・直系姻族の間（民法735条）
→配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者 等
- ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間
(民法736条)

※パートナーシップのあるお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後は宣誓をすることができます。

3 宣誓時に必要なもの

(1) 住民票の写し

- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限りです。
- ・ お一人1通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ・ 本籍・世帯主の氏名・続柄・住民票コード・個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍個人事項証明 等）

- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限りです。
- ・ 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）をお一人1通ずつの提出をお願いします。
- ・ *戸籍個人事項証明（戸籍抄本）は、本籍地の市区町村で取得できます。
- ・ 外国籍の方は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」に日本語訳を添付して提出してください。

※ 連携協定を締結している自治体においてパートナーシップ宣誓をしたお二人が、本市に転入する場合は、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」に基づき、転入前の自治体で発行されたパートナーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ宣誓書受領証カード（カードは交付されている場合のみ）を提出いただくことで、本書類を省略することができます。

(3) 本人確認ができる書類

- ・ お二人分のご用意をお願いします。（注）有効期限があるものについては、有効期限内のものに限りです。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・旅券(パスポート) ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・在留カード又は特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード(顔写真なし) ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・各種医療証 ※顔写真付きの学生証 ※法人が発行した顔写真付きの身分証明書 ※国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書 <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類(健康保険証等)と組み合わせて提示してください。</p>

(4) 使用を希望する通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類

- ・ 顔写真付き社員証、住所が記載された郵便物 等
※通称名の使用をご希望される方に限ります。

4 パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 宣誓日の予約（事前）

- ・ 宣誓を希望される日の原則5日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電子申請又は電話のいずれかの方法で予約をしてください。
※予約は宣誓希望日の3か月前から受け付けます。

※宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。

予約枠

- ①午前9時～（所要1時間30分～2時間程度）
- ②午後1時30分～（所要1時間30分～2時間程度）
- ③午後3時～（所要1時間30分～2時間程度）

開始時間に関するご要望等がありましたら、備考欄にその旨をご入力ください。

[予約]

電子申請

右の二次元コードから、予約用電子申請のページにアクセスしてお手続きください。



電子申請がご利用いただけない場合は、電話で予約を受け付けます。

電話：0466-50-3501

（受付時間：平日 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時）

★ 予約をする際の確認事項

① 宣誓を希望する予約枠

例：第1希望 2023年（令和5年）3月1日午前9時～

第2希望 2023年（令和5年）3月2日午前9時～

第3希望 2023年（令和5年）3月2日午後3時～

② 宣誓されるお二人の氏名

③ 代表者の日中の連絡先（電話番号）及び電子メールのアドレス

※市から予約完了メールを送信した時点で、予約は成立します。

※上記①～③の他、宣誓の要件に該当するか確認いたします。

(2) パートナーシップ宣誓書等の提出（宣誓当日）

- ・ 必要書類（3ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人揃って開始時間の5分前に、指定の場所にお越しください。
- ・ 市の職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」（市が用意します。）に自署し、ご提出いただきます。

- ・提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

宣誓場所：藤沢市役所本庁舎 6階 人権男女共同平和国際課 窓口
所在地：藤沢市朝日町1番地の1

※ 個室での宣誓をご希望の場合は、必ず、予約時にお申し出ください。
(電子申請の場合は、備考欄に「個室希望」と記載してください。)

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」、ご希望に応じて「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。
- ・書類の不備等がなければ、原則即日交付します。
※受領証等の交付にはお時間がかかりますので、予めご了承ください。
- ・宣誓翌日以降の交付の場合は、宣誓翌日以降に窓口または郵送にて交付します。
※窓口交付の場合は、交付時に本人確認をさせていただきます。

<受領証イメージ>

パートナーシップ宣誓書受領証(A4サイズ)

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 _____ 氏名 _____
様 様

生年月日 _____ 生年月日 _____
年 月 日 年 月 日

住所 _____ 住所 _____

宣誓日 _____ 年 月 日

藤沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。
藤沢市は、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざしています。
お二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしくいきいきと活躍されることを願っています。

藤沢市長 鈴木 恒夫

○注意事項

- この受領証は、藤沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取扱ってください。
なお、この受領証は、法律上の効力を有するものではありません。
また、藤沢市の各施策・事業において、優先的な取扱いを受けるものではありません。
- 次の場合には、受領証及び受領証カードを返還してください。
(1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき、ただし、双方の意思によることでない特別な事情がある場合は、この限りではない。
(2) 一方又は双方が市外に転出したとき、ただし、本市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を結ぶ自治体に、パートナーシップ宣誓をしたお二人は帰出し、当該自治体で、パートナーシップ宣誓をする場合は、本市への受領証等の返還は不要とする。
(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
(4) 宣誓が無効となったとき。
(5) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
(6) 受領証及び受領証カードの返還を希望するとき。
- 次の場合には、無効となります。
(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
(3) 宣誓書の要件の規定に反しているとき。
(4) 転入予定で宣誓をした場合、期日までに市外への転入を証明する書類を提出しなかったとき。
(5) 無効となった受領証及び受領証カードの交付番号を公表することがあります。

○通称名を使用している場合
以下に戸籍上の氏名（外国籍の方の場合は、これに準ずるもの）を記載します。


通称名	
戸籍上の氏名	

この受領証を提示された方へ

藤沢市では、藤沢市人権施策推進指針の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざしています。
この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合い関係であると宣誓されたことを藤沢市として証するものです。
法律上の効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

(発行：藤沢市企画政策課人権男女共同平和国際課)

パートナーシップ宣誓書受領証カード(縦 54mm×横 86mm)

 **パートナーシップ宣誓書受領証カード**

藤沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 パートナー

氏名 氏名

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

宣誓日 年(令和 年) 月 日

第△△号

年(令和 年) 月 日

藤沢市長

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを藤沢市として証するものです。

法律上の効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、この趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)

本人 パートナー

氏名 氏名

【緊急連絡先】(記入は自由です)

私本人が急病や怪我等でがいの場合、パートナーに連絡してください。

パートナー連絡先

5 宣誓後について

再交付・返還の場合は、事前に電話にてご予約ください。

(1) 転入予定で宣誓をされた方の転入後の手続き

- ・転入予定で宣誓をされた方は、宣誓日から3か月以内に藤沢市に転入の届出をし、市内に転入したことが確認できる住民票の写しを提出してください。
- ・併せて、「(2) 受領証等の再交付」(住所変更)も申請してください。

(2) 受領証等の再交付

- ・受領証等を紛失、毀損、著しく汚損した場合、または氏名(通称名を含む)、住所の変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により、受領証等の再交付を申請することができます。
- ・紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済みの受領証または受領証カードと引き換えに新しい受領証または受領証カードを再交付します。
- ・本人またはパートナーが手続きにお越しくください。

★再交付申請時に必要なもの

- ①手続きに来られた方の本人確認書類(3ページ)
- ②再交付を希望される受領証又は受領証カード(紛失していない場合に限る)
- ③氏名または住所の変更が確認できる住民票の写し、変更後の通称名が記載された郵便物等

(3) 受領証等の返還

次の場合、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(受領証等)を返還する必要があります。

①当事者の意思により、パートナーシップが解消された場合

②一方又は双方が市外に転出した場合

※ 転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に異動される場合はご相談ください。

※ 連携協定を締結している自治体に転出し、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」に基づき、当該自治体でパートナーシップ宣誓をする場合は、本市への受領証等の返還は不要です。なお、受領証等は、転出先自治体で必要となりますので、ご注意ください。

③死亡された場合

④宣誓が無効となった場合

⑤宣誓の要件に該当しなくなった場合

⑥受領証及び受領証カードの返還を希望される場合

★返還届出時に必要なもの

- ①手続きに来られた方の本人確認書類（3ページ）
- ②お二人分の受領証及び受領証カード（紛失していない場合に限る）

6 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携について

藤沢市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結している自治体の中で転出入する場合、手続きの一部が省略できます。

藤沢市と連携協定を締結している自治体
横浜市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町

(1) 藤沢市から転出する場合

藤沢市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

転出先の自治体で継続の手続きをする際に、本市において交付したパートナーシップ宣誓書受領証等が必要になりますので、ご注意ください。

なお、転出先での手続きは自治体により異なりますので、各自治体のホームページなどをご確認ください。

※自治体間連携を利用できる方は、転出先の自治体における宣誓要件を満たす方に限られます。

(2) 藤沢市に転入する場合

連携協定を締結している自治体から転入する場合は、改めて藤沢市の宣誓書受領証等を発行します。

なお、連携協定を締結している自治体からの転入であっても、本市における宣誓要件を満たさない場合は本制度の対象となりません。詳しくは、[2 宣誓することができる方](#)（2ページ）をご確認ください。

① 予約

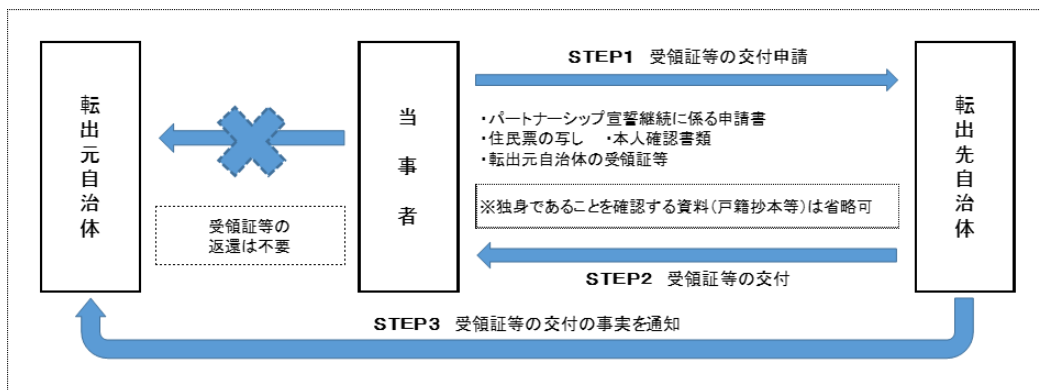
手続きを希望される日の原則5日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに、原則、電子申請によりご予約ください。なお、詳しくは、[4 パートナーシップ宣誓の流れ](#)（5ページ）をご確認ください。

② 必要書類

- ・ 転出元の自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ宣誓書受領証カード（カードは、交付された場合のみ）
- ・ 藤沢市に転入したことが分かる、現住所を確認する書類（宣誓日以前3か月以内に交付された住民票の写し）
- ・ 本人確認書類

詳しくは、[3 宣誓時に必要なもの](#)（3ページ）をご確認ください。

【自治体間連携のスキーム】



7 Q&A

婚姻制度との違いについて

Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚制度は、どう違うのですか？

A 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、藤沢市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市が独自で実施するものであり、法律上の効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

この制度は、互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束したお二人から宣誓を受けて、受領証を交付することにより、自分らしい生き方に寄り添うものです。

宣誓者の要件について

Q2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

A 同性・異性を問わず、宣誓していただくことができます。また、事実婚の方も対象となります。

Q3 養子縁組をしています、宣誓をすることはできますか？

A 宣誓をされるお二人が、養子と養親の関係にある場合は、宣誓をすることができません。ただし、養子縁組を解消した場合は、宣誓をすることができます。

Q4 宣誓をするためには、同居している必要がありますか？

A 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行っていく関係である必要があります。

また、お二人とも藤沢市にお住まいになっているか、又は、一方の方が市内にお住まいで、他方の方が3か月以内に市内に転入予定である必要があります。

※この場合、宣誓日から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出し、あわせて住所変更があるので再交付申請をしてください。

宣誓等の手続きについて

Q5 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A 代理人による宣誓はできません。必ずお二人揃って藤沢市役所本庁舎までお越しください。

ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q6 郵送で宣誓書を提出することはできますか？

A 郵送での宣誓書の受領は行っておりません。必ずお二人揃って藤沢市役所本庁舎までお越しください。

ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q7 個室で宣誓することはできますか？

A 個室での宣誓が可能なので、個室を希望される場合は、必ず、予約時にその旨をお伝えください。

※ 電子申請の場合は、備考欄に「個室希望」を記載してください。

Q8 土日など、休みの日に宣誓することはできますか？

A 原則、宣誓は平日（年末年始除く）のみとなります。

Q9 宣誓や受領証等の交付に当たって、費用は発生しますか？

A 費用は発生しません。

ただし、住民票の写し等、宣誓時などにおいて必要となる書類の交付手数料は自己負担となります。

Q10 通称名を使用できますか？

A 性別に違和感があるなど、特段のご事情がある場合は、通称名を使用することができます。

通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証 等）をご提示いただく必要があります。

また、受領証等の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

受領証等について

Q11 受領証等は、即日交付されますか？

A 提出いただいた書類に不備や不足などがなければ、即日交付が可能です。

ただし、交付するまでにお時間がかかりますので、予めご了承ください。

Q12 受領証等に有効期限はありますか？

A ありません。

ただし、受領証等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

Q13 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか？

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等を返還してください。（連携協定を締結している自治体に転出するお二人が、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」に基づき、当該自治体で、パートナーシップ宣誓をする場合は、本市への受領証等の返還は不要です。）

なお、藤沢市内での転居の場合は、住所変更の届出を行っていただく必要があります。

Q14 パートナーシップを解消した場合、受領証等を返還する必要はありますか？

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等を返還してください。

Q15 受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A 県営住宅への入居に際して使用することができます。

市では、受領証を提示することで利用できるサービスを増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、受領証の利用等について、周知啓発を進めてまいります。

※「パートナーシップ宣誓により利用可能な行政サービスの例」や「パートナーシップ宣誓により利用できる民間事業者等の制度・サービス一覧」をご覧ください。（一覧は、人権男女共同平和国際課の窓口で配布しているほか、藤沢市ホームページでもご覧いただけます。）

(参考) 藤沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）をはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップのある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 連携団体 本市がパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した市町村をいう。
- (4) 受領証等類似書類 本市への転入者が、転入前に住所を有する市町村で連携団体の長から交付を受けた、第6条第1項に規定する受領証又は同条第2項に規定する受領証カードと同様の書類をいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること。又は、一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップのないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式1。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は転入前に交付を受けた受領証等類似書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において通称名（戸籍上の氏名（外国人にあつては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(交付書類)

第6条 第4条第1項の規定により宣誓書を提出した者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、市長は宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式2。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添付して当該提出者に交付する。

2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、市長はパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式3。以下「受領証カード」という。）を交付する。

3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証カードに記載する。

(再交付の申請)

第7条 前条第1項の規定により受領証の交付を受けた者及び前条第2項の規定により受領証カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名（通称名を含む。）若しくは住所の変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式4。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による再交付の申請について準用する。

4 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証及び受領証カードを再交付するものとする。

(返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書

受領証等返還届（様式5。以下「返還届」という。）に受領証及び受領証カード（第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- （2）一方又は双方が市外に転出したとき（双方が、連携団体へ転出し、協定に基づく所定の手続が行われた場合を除く。）。
- （3）宣誓者の一方が死亡したとき。
- （4）次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- （5）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- （6）受領証及び受領証カード（第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。）の返還を希望するとき。

2 市長は、宣誓者等が連携団体へ転出し、当該団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証及び受領証カードが返還されたものとみなす。

3 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方（当事者）は、市長に申し立てなければならない。

4 市長は、前項の申し立てがあった場合は、内容を審査し、特別な事情があると認められるときは、同条第1項に定める返還届及び受領証並びに受領証カード（第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。）の提出を受けるものとする。
（無効となる宣誓）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

- （1）当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- （2）宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- （3）第3条各号の規定に反しているとき。
- （4）第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（無効に係る交付番号の公表）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条により無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書の保存）

第11条 市長は、宣誓書を第8条又は第9条の規定により返還又は無効となるまでの間及びその後5年間保存する。

（啓発）

第12条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

（自治体間の連携等）

第13条 連携団体との間で行う事務取扱については、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定に基づくものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

2021年（令和3年） 4月1日発行

2023年（令和5年） 11月1日改訂

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466（50）3501／FAX 0466（50）8436

e-mail : fj-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp